例えば、小売業 × 清掃ロボット







中小企業の人手不足解消に効果のある「省力化製品」を導入するための補助金

中小 省力化 資品 助金

^{補助率} 1/2



中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoTなどの製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、 自社の課題に合わせて製品を選択できます!
- 「販売事業者」が製品の導入を支援! 申請・手続もサポートします。
- 補助率は1/2! 補助上限額は従業員数ごとに異なります。







補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品の リスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で 「労働生産性 年平均成長率3%向上 | を目指す事業計 画*1に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助 金の重複に該当しないことなどの要件*2を満たす必要があります。ま た、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査に よって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。 ※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件 | を参照。

補助対象製品のカテゴリ どんどん拡大中!

- ▶ 清掃ロボット
- 配膳ロボット
- 自動倉庫
- 検品・仕分システム
- 無人搬送車(AGV·AMR)
- スチームコンベクションオーブン
- 券売機
- 自動チェックイン機
- 自動精算機
- タブレット型給油許可システム
- ▶ オートラベラー
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ デジタル紙面色校正装置

- ▶ 測量機
- ▶ 丁合機
- ▶ 印刷用紙高積装置
- ▶ 印刷用インキ自動計量装置
- ▶ 段ボール製箱機
- 近赤外線センサ式 プラスチック材質選別機
- デジタル加飾機
- 印刷紙面検査装置
- 鋳物用自動バリ取り装置
- 自動調色システム
- 蛍光X線膜厚測定器
- ▶ 自動裁断機 など

※一部の省力化製品については、置き換えであっても交付申請可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の 賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21 名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額の引き上げを適 用する場合、事業終了時に ①給与支給総額+6%以上 かつ、②事業場内最低賃金 +45円以上とする計画を策定 し申請する必要があります。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ 未達の場合は、補助額の減額となります。

申請から事業完了までの流れ

事前準備、応募・交付申請 公募スケジュールは 下記ホームページをご確認ください。

中小企業の みなさま の手続き

- gBizIDを取得*1
- 製品カタログを参考に、 省力化製品と 販売事業者について
- ▶ 販売事業者と 製品導入の商談

検討

● 生産性向上を目指す 事業計画を策定

販売事業者と共同申請

補助金の採択・交付決定、 中小機構による審査

通

知

補助事業実施期間 (12ヶ月以内)

省力化製品の導入*3

事業計画の 達成を目指す取り組み

事業実績報告の提出

- 精算・証憑の確認

補助額の確定・補助金の 事業実績報告の審査 (毎年)

交付

効果報告の提出

効果報告期間

(3年間)

- 製品の使用状況
- 牛産性の向上状況*4
- 賃上げ状況

販売事業者 のサポート

- 製品導入・設置の支援

● 導入製品の 設置確認※5

● 導入効果の確認

※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。※2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて【招待(インビテーション)】していただいた後、 専用フォームからの申請が可能です。※3. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存薄価相当額などを返納いただく必要があります。※4. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場 合があります。※5. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから 中小企業省力化投資補助事業ホームページ https://shoryokuka.smrj.go.jp/



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

ナビダイヤル

IP電話などからの

お問い合わせ

0570-099-660 03-4335-7595

省力化製品に関わる 工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録 サポートセンター

03-6746-1530 でご相談受付中!

● 受付時間:9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く)※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

インフォメーション窓口:高知県省力化補助金事務局 高知県高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館1階 TEL 088-845-8890